

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑫)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策12:情報通信技術利用環境の整備				担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他6課室 電波部 電波政策課 他4課室			作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 飯村 博 之 電波部電波政策課長 荻原 直彦
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争の促進、電波利用環境の維持・改善により利用者利便の向上を図るとともに、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の確保を実現することにより、世界最高水準の情報通信技術(ICT)インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。								分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:世界最高水準のICTインフラ環境の更なる普及・発展 [中間アウトカム]:電気通信事業分野の一層の競争促進を図る取組を実施することにより、料金低廉化・サービス多様化や、利用者利便の向上を実現するとともに、電波利用環境の維持・改善による無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談への対応、情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上等により電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現する。								政策評価実施予定時期	令和6年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
				年度ごとの実績(値)(※2)						
施策手段		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</li> <li>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討</li> </ul>						
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、「電気通信市場検証会議」を開催し、令和3年8月、「電気通信事業分野における市場検証(令和2年度)年次レポート」を策定・公表</li> <li>・移動系通信分野における競争の進展、固定系通信市場と移動系通信市場との関係の変化、グローバル競争の激化その他の市場環境の変化等を踏まえ、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から検討を行うため、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」を開催し、令和3年10月、「公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書」を取りまとめ</li> </ul>						
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業分野における市場検証を毎年度実施し「電気通信事業分野における市場検証年次レポート」を公表</li> </ul>						

電気通信事業分野の競争促進による利用者利便の向上	電気通信事業分野の公正な競争環境の整備	①	公正な競争促進に向けた取組の実施 <アウトプット指標>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業の公正な競争を促進するため、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続ルール改善等のため、制度整備を実施</li> <li>・利用者利益の向上のための検討を行い、通信料金の適正化やサービス改善に向けた課題を抽出</li> <li>・帯域制御等及びゼロレーティングサービスについて、各ガイドラインを踏まえた対応状況等に関するモニタリングを実施</li> </ul> </li> <li>・固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に向けた検討を実施【令和2年度】</li> </ul>	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を促進</li> <li>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等の検討を促進【令和5年度】</li> </ul>	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信審議会において、IP網への移行後における音声接続料の在り方、IP網への移行過程における加入電話の音声接続料の在り方及びIP網への移行を踏まえた接続制度の在り方について検討を実施。令和3年9月の最終答申を受けて、音声接続料について、IP網への移行過程における加入電話の接続料に関する規定等の整備のため、第一種指定電気通信設備接続料規則等を改正(令和4年4月1日施行(一部の規定は、公布の日(令和4年3月1日)から施行))。また、接続制度については、「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第208回通常国会に提出(令和4年6月成立)</li> <li>・固定電話網に係るコストに関する情報収集等のため、最新の設備・通信技術等について調査研究を行い、その成果を踏まえ、第一種指定電気通信設備接続料規則に基づき、NTT東日本・西日本に対して、令和4年度の接続料算定に必要となるLRICモデルを通知</li> <li>・電気通信事業の公正な競争促進のため、「接続料の算定等に関する研究会」において検討を行い、令和3年9月に第五次報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則等を改正(令和3年12月24日施行及び令和4年1月1日施行)</li> <li>・令和元年10月に施行した改正電気通信事業法の効果を分析・検証することを目的に「競争ルールの検証に関するWG」を令和2年4月から開催し、本事業で行っている調査研究の成果のデータも分析に活用しつつ、同年10月に「競争ルールの検証に関する報告書2021」を、令和3年9月に「競争ルールの検証に関する報告書2021」を取りまとめた。また、同報告書の内容も踏まえて、各種ガイドライン等の見直し、改正を行った。</li> <li>・卸協議の適正性の確保に係る制度整備について、令和4年2月に「接続料の算定等に関する研究会」において行った取りまとめ・IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方についての最終答申(情報通信審議会、令和3年9月)を踏まえた「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第208回通常国会に提出(令和4年6月成立)</li> </ul>		<p>電気通信事業分野は技術革新のスピードが速く、急速な市場の変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められている現状を踏まえ、公正競争促進のため、電気通信市場の競争機能の有効性や競争の阻害要因等についての検証及びサービスに対する利用者の利便性の状況についての検証を行い、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題を抽出し、競争環境の変化に応じた制度改正等につなげることが重要であることから、公正な競争促進に向けた取組の実施を指標として設定</p> <p>【参考(調査結果を活用した法令等の見直し等の件数)】 令和3年度:5件 令和2年度:16件 令和元年度:10件</p>
--------------------------	---------------------	---	--------------------------------	---	-------	--	-------	--	--	--

<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の着実な執行</p>	<p>2</p>	<p>特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組の進捗 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づいて迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施</p>	<p>令和2年度</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づいて迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施</p>	<p>令和5年度</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づいて迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づいて迷惑メールについての収集・分析及び同法に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定</p> <p>【参考】 (令和3年度値) 行政指導(警告メール) 約6,400通、報告徴収 0件 (令和2年度値) 行政指導(警告メール) 約7,000通、報告徴収 1件 (令和元年度値) 行政指導(警告メール) 約6,000通、報告徴収 0件 (平成30年度値) 行政指導(警告メール) 約5,700通、報告徴収 4件</p>
<p>電気通信サービスの利用者の苦情・相談対応及びその内容の分析等を踏まえた電気通信サービスを安心・安全に利用する環境の整備</p>	<p>③</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組の進捗 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、課題抽出のため、電気通信サービスの契約現場への覆面調査等を実施し、事業者における利用者への説明義務の執行状況を確認。その調査結果等を踏まえ、説明が不十分とされた事項について、必要な改善指導やガイドライン改定の制度整備を行うとともに、事業者の改善状況のフォローを実施</p>	<p>令和2年度</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施</p>	<p>令和5年度</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容を抽出・分析した結果等について、「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導を実施</p> <p>・「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」を開催し、モニタリングの結果等を踏まえた制度の見直し等について検討し、令和3年9月に「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2021」を取りまとめた。</p> <p>・同報告書を踏まえ、令和4年2月に電気通信事業法施行規則等を公布し、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正を実施</p> <p>・さらに、個別の事業者との間では円滑に解決に至らない消費者トラブルを効果的に解決し得る体制の在り方について検討を行うため令和3年10月に「苦情相談処理体制の在り方に関するタスクフォース」を設置</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>電気通信サービスに係る苦情・相談件数が増加、高止まりの現状にあることを踏まえると、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に重要であると考えられるため、指標として設定</p> <p>【参考(各年度の相談受付件数)】 令和2年度:15,833件 令和元年度:15,971件 平成30年度:10,466件 平成29年度:8,848件 平成28年度:9,093件 平成27年度:10,125件 平成26年度:6,952件 平成25年度:7,012件 平成24年度:6,811件 平成23年度:7,873件</p>

電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現	情報通信ネットワークの安全・信頼性基準等の見直し	④	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施 ＜アウトプット指標＞	100% (1/1)	令和2年度	100% (安全・信頼性基準への反映件数／これまで認識していない新たな原因等の件数)	令和5年度	電気通信事故の分析・評価を電気通信事故検証会議等において実施し、分析等の結果、これまでに認識していない新たな原因が判明した場合は安全・信頼性基準への反映を実施(100%)	-	-	-	電気通信事故が大規模化・長時間化・多様化が進展している現状にあることを踏まえて、事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、指標として設定
								100% (0/0)				【参考】 (令和3年度) 重大事故:7件 電気通信事故検証会議開催回数:6回 (令和2年度) 重大事故:4件 電気通信事故検証会議開催回数:6回 (令和元年度) 重大事故:3件 電気通信事故検証会議開催回数:5回 (平成30年度) 重大事故:4件 電気通信事故検証会議開催回数:6回 (平成29年度) 重大事故:4件 電気通信事故検証会議開催回数:6回  (注)重大事故とは、以下の要件に該当する事故をいう。 ・電気通信役務の提供を停止又は品質を低下させた事故で、次の基準に該当するもの 一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務:継続時間1時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの 二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務:継続時間2時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間1時間以上かつ影響利用者数10万以上のもの 三 電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するLPWAサービス:継続時間12時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間2時間以上かつ影響利用者数100万以上のもの 四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス(一から三までに掲げる電気通信役務を除く):継続時間24時間以上かつ影響利用者数10万以上のもの又は継続時間12時間以上かつ影響利用者数100万以上のもの 五 一から四までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務:継続時間2時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間1時間以上かつ影響利用者数100万以上・衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障の場合は、その設備を利用する全ての通信の疎通が2時間以上不能であるもの

電気通信機器の技術基準適合性の確保	5	前年度の市場調査の結果、技術基準への不適合が明らかとなった端末機器の台数のうち、同調査を行った年度の翌年度までに是正対応した端末機器の台数の比率 ＜アウトカム指標＞	100% (8/8)	令和2年度	100%	令和5年度	100%	100%	100%	市場に流通する端末機器の中には、技術基準に適合しない機器が確認されており、当該機器による利用者への不測の被害が危惧されている。そのため、電気通信機器の技術基準への適合性を確保することに資するものとして、前年度の市場調査の結果、技術基準への不適合が明らかとなった端末機器の台数のうち、同調査を行った年度の翌年度までに是正対応した端末機器の台数の比率及び関係者間で情報交換するMRA国際研修会（我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会）の参加者数を指標として設定。MRA国際研修会については、過年度実績を基に目標値を設定	
							100% (5/5)	-	-		
	6	MRA国際研修会の参加者数 ＜アウトプット指標＞ ※MRA(Mutual Recognition Agreement)：相手国向けの機器の認証（機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認）を自国で実施することを可能とする二国間の協定	310人	令和2年度	300人以上	令和5年度	300人以上	300人以上	300人以上	【参考（過年度実績）】 (令和2年度値) ・市場調査機器台数：41台（うち不適合5台） ・MRA国際研修会参加者数：310人 (令和元年度値) ・市場調査機器台数：40台（うち不適合8台） ・MRA国際研修会参加者数：新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日）の趣旨を踏まえ、令和元年度のMRA国際研修会は中止 (平成30年度値) ・市場調査機器台数：40台（うち不適合2台） ・MRA国際研修会参加者数：228人 (平成29年度値) ・市場調査機器台数：40台（うち不適合1台） ・MRA国際研修会参加者数：240人 (平成28年度値) ・市場調査機器台数：39台（うち不適合8台） ・MRA国際研修会参加者数：243人	
							372人	-	-		
	地域データセンターの整備推進	7	地域データセンターの整備について事業者への周知・啓発活動の年間の実施回数 ＜アウトプット指標＞	4件	令和2年度	4件	令和3年度	年4件	/	/	地域データセンターの整備促進のため、地域データセンター整備促進税制及び地域データセンター整備助成の施策を推進している。助成事業については、令和2年10月～12月に最終公募を行ったところであるが、税制については令和3年度末まで応募を受け付けており、より多くの地域データセンター事業者が税制を利用してもらえるよう施策の周知を引き続き行っていく必要がある。
								0件			
8		地域データセンター整備促進税制利用事業者数 ＜アウトカム指標＞	0件	令和2年度	1件	令和3年度	1件	/	/	測定指標7がアウトプット指標であることから「地域データセンター整備促進税制利用事業者数」をアウトカム指標として追加で設定。令和2年度実績が0件であることから税制の利用を目標として令和3年度は1件を設定 【参考】 令和2年度 0件 令和元年度 1件 平成30年度 0件	
							0件				
無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応した情報通信基盤の利用環境の維持・改善	無線システムの高度化や電波利用ニーズに応えるための新たな電波利用システムの実現に必要な技術基準等の検討による制度整備を実施	⑨	新たな電波利用システムの実現に必要な技術基準等の策定 ＜アウトプット指標＞	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施	令和2年度	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施	令和5年度	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施			ICTの進展等に伴う通信速度の高速化や高機能化等の電波利用ニーズに応えるため、新たな電波利用システムの実用化を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、実用化に必要な制度整備の実施を指標として設定
								2.3GHz帯における移動通信システムの導入のための制度整備など8件	-	-	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号
		令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究(昭和62年度)		※5		1	※5	0109
(2)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費(平成6年度)		※5		2,3	※5	0110
(3)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費(平成12年度)		※5		4,5,6	※5	0111
(4)	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方)(平成22年度)		※5		2,3	※5	0112
(5)	インターネット上の権利保護対策に係る検討経費(令和2年度)		※5		2	※5	0113
(6)	販売代理店届出制度の電子受付対応に係るシステム整備(令和2年度)		※5		2	※5	0114
(7)	データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業(令和3年度)		※5		-	※5	0115
(8)	電気通信事故に関する原因究明機能等の強化事業(令和4年度)		※5		4	※5	新22-0005
(9)	情報通信基盤災害復旧事業費補助金(平成24年度)(復興庁からの移替え)		※6		-	※6	2022-復興庁 -21-0018
(10)	電気通信事業法(昭和59年)	-	-	-	1,3,4,6	電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する。	
(11)	有線電気通信法(昭和28年)	-	-	-	4	有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによって、公共の福祉の増進に寄与する。	
(12)	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年)	-	-	-	1	1 日本電信電話株式会社は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする。	
(13)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年)	-	-	-	2	一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることに鑑み、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。	
(14)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年)	-	-	-	3	携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備等の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図る。	
(15)	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成13年)	-	-	-	5,6	相互承認協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、電波法(昭和25年法律第131号)及び電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の特例を定める等の措置を講じ、もって特定機器に係る製造、輸出入、販売その他の事業活動の円滑化に資する。	
(16)	電波法(昭和25年)	-	-	-	9	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、周波数割当て等を実施	

(17)	地域データセンター整備促進税制(法人税、固定資産税)(平成30年度)	-	-	-	7.8	電気通信事業者が対象設備(サーバー、ルーター又はスイッチ、電源装置)を取得した場合における取得価額の15%の法人税の特別償却及び固定資産税の3年間の課税標準を4分の3とする。  【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 首都圏以外に整備して設置地域近傍からの利用を行う設備投資に対する法人税の特別償却・首都圏のデータセンターのバックアップを行うための設備投資に対する固定資産税減免を適用することにより、地域へのデータセンター整備が促進されることから、情報の円滑な流通に資する。  ※法人税の特別償却は令和2年3月31日で終了。固定資産税の課税標準の特例は令和4年3月31日まで延長
(18)	固定系電気通信事業者に係る事業所税の特例措置(事業所税)(平成22年度)	-	-	-	1	固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税とする。  【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税にすることにより、当該事業の提供のための施設整備が促進されることから、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。

政策の予算額・執行額 (※3)	989百万円 (859百万円)	51,127百万円 (50,951百万円)	948百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年 6月7日	第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (5) デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資 ・携帯電話市場における、公正な競争環境の整備を進め、料金の低廉化を図る。 2. 社会課題の解決に向けた取組 (3) 多極化・地域活性化の推進 (デジタル田園都市国家構想) ・地域における情報通信格差が生じないよう5G・光ファイバをはじめとした通信インフラの更なる整備、データセンター地方拠点/海底ケーブル等の整備、地域協議会の設置
					新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画	令和4年 6月7日	V. 経済社会の多極集中化 1. デジタル田園都市国家構想の推進 (1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備
					デジタル田園都市国家構想基本方針	令和4年 6月7日	第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性 1. 取組方針 (2) デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備 ① デジタルインフラの整備 第3章 各分野の政策の推進 2. デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備 (1) デジタルインフラの整備
					デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和4年 6月7日	第6 デジタル社会の実現に向けた施策 5. デジタル社会を支えるシステム・技術 (3) デジタル化を支えるインフラの整備
					知的財産推進計画2022	令和4年 6月3日	5. デジタル時代のコンテンツ戦略 (4) 海賊版・模倣品対策の強化

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー([https://www.soumu.go.jp/menu\\_yosan/jigyoku4.html](https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html))を参照

※6 復興庁 令和4年度行政事業レビュー(<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20220428110351.html>)を参照